

2017年11月16日

東京都知事

小池 百合子 殿

一般社団法人 東京経営者協会

会長 鶴浦 博夫

## 2018年度 都政への提案

都知事就任後1年4ヶ月余を経て、都政の改革に一層積極的に取り組んでいらっしゃることに、敬意を表します。

このような時期にあたり、会員からの意見を集約し、下記のような提案をしますので、都政とその運営の検討にあたり、活かしていただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた提案

##### (1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下、東京2020大会）期間中の公共交通機関の分散利用促進等

東京2020大会期間中、特に朝夕の通勤時間帯を中心に、通常の旅客流動と大会関係者・観客の公共交通機関利用が輻輳し、鉄道をはじめとする公共交通機関が非常に混雑するものと予想されます。

メインスタジアムのほか、首都圏各所で開催される競技の関係者・観客に、公共交通機関を安全・快適にご利用いただくためにも、オフピーク通勤や期間中の休暇取得の促進など、利用者分散の取り組みをすすめることによって、オリンピックが通常の社会・経済活動に与える影響を軽減する取り組みが必要と考えます。

##### (2) 障がい者スポーツへの引き続きの支援

昨年の要望にて、「企業が、2020年のパラリンピックに向けた機運を高めるべく、障がい者スポーツに関連したイベント等を実施する際、地域に密着したものとなるよう、引き続き指導、助言をいただくとともに、ご後援等による企業活動の支援」をお願いしたところ、「障がい者スポーツコンシェルジュ事業」や「東京都スポーツ推進企業認定制度」など、多大なご支援・ご協力をいただいたことに改めて感謝申し上げます。

2018年度も、「開催2年前」ということで多くの盛り上げのためのイベント等の開催が予想される中、障がい者スポーツに関する制度の継続的な運用・拡充により、東京都と民

間企業の緊密な連携・ご支援をお願いしたいと考えます。

また、連携の対象として、経済界一丸となってオリンピック・パラリンピックを盛り上げることを目的とした団体であるオリンピック・パラリンピック等経済界協議会や、都内の市区町村も念頭に、これまで以上に地域密着・地元の巻き込みを念頭に置いた施策展開をお願いしたいと存じます。

本年に入って、3年前や1000日前を契機とした各種イベントが開催されるなど、東京2020大会へ向け、機運醸成の高まりが感じられる状況下、企業としても多くの方々に障がい者スポーツに触れて頂く機会を提供するための取り組みを始めております。

このような動きは今後も一層加速すると想定され、企業、地方公共団体（市区町村レベル）、地元を中心とした経済界といった連携はますます重要になると考えます。その際にまとめ役、推進役としての東京都の強力なリーダーシップ・調整力に大きな期待が寄せられている中、引き続きのご指導・ご協力・ご支援をお願いするものです。

### **（3）障がい者スポーツの大会・イベント等に関する情報の一元化**

パラリンピック会場に、より多くの人たちが集まることを願い、多くの自治体や組織・団体、企業などが、障がい者スポーツを「知る」、「見る」、「体験する」、「支える」取り組みを行っています。しかしながら、これらの取り組みの実施情報などを一元的に知ることができるサイト等はなく、個人または個社にて、それぞれが情報を一定の労力をかけて集めている状況にあります。具体的には、障がい者スポーツの情報につきましては、関連組織・団体等とも連携し、都内で開催される大会やイベントのみならず、埼玉・千葉・神奈川など隣接地や競技開催都市で開催される情報の一覧化や、当該情報を一元化して発信する体制の構築を要望します。

パラリンピック大会の歴史において、2度目の開催となる都市は東京が初めてとなります。東京2020大会の成功は、今後のパラリンピック大会の発展や東京の未来にとってもレガシーを残していきます。

現在、多くの自治体や組織・団体、企業などでは、満員になった競技会場でアスリートを応援することを目指して、障がい者スポーツを「知る」、「見る」などの取り組みを通じた個人の意識の醸成に取り組んでいます。これらの取り組みの基になるのは、大会やイベントなどの実施情報が、広い範囲での情報を簡単に得ることができない現状にあります。つきましては、関連組織・団体等とも連携していただき、現在、東京都が発信している実施情報に加えて、広い範囲での情報を一元化し発信することにより、より多くの人たちが、大会やイベントへ足を運ぶきっかけとしていただきたいと思います。

### **（4）ユニバーサルデザイン等の導入による新しいまちづくりへの取組推進**

東京都におかれましては、都民の高齢化や訪都外国人旅行者の増加が今後も進んでいきます。

東京 2020 年大会を契機として、東京が、年齢、国籍、性別、障がいの有無にかかわらず、さらに安全・安心・快適に暮らし、訪れることができるまちになるために、ユニバーサルデザインの広範囲での導入の推進を要望します。また、デザインを考える段階でニーズを持つ人たちを巻き込みデザイン化していくインクルーシブデザインの手法を取り入れることも有効な方法であると考えます。

東京 2020 年大会を目的に、年齢、国籍、性別、障がいの有無にかかわらず、多くの方が東京を訪れます。このため、競技会場を中心にバリアフリー化や駅のホームドア整備、トイレの洋式化などを進めていくこと必要であると考えます。

また、東京では、団塊の世代が 2020 年に 70 歳、2025 年には 75 歳を迎えるなど、世界に例を見ない速度での超高齢化が進むとともに、東京 2020 年大会以降も国内外を問わず東京を訪れる人たちが増加していくものと考えます。

この人口構成や社会の変化が進む中、東京の未来を見据えつつ、東京 2020 年大会を契機に、ユニバーサルデザインによる新しいまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えます。また、実施にあたっては、高齢者などニーズを持つ者と共にデザインしていくインクルーシブデザインも有効な方法であると考えます。

さらに、心のユニバーサルデザインとも言われるユニバーサルマナーも兼ね備えたまちづくりの促進が必要です。私たち自身のところが多様な人たちに向き合える人でなくては、よりよいまちにはなっていきません。高齢者や障がい者、外国人やベビーカーを利用している人など、自分とは違う立場の人の視点に立ち、行動することは誰もが必要な心づかい＝マナーです。例えば、困っているようにみえる人に対して誰もが「お手伝いできることはありませんか？ May I help you?」と声をかけることができるまちにしていけるようにしたいと考えます。

#### (5) 暑さ対策の取組強化

東京都においては、東京 2020 大会に向けて、真夏でも快適に街歩きができるエリアの形成や緑の創出・保全など多くの対策を推進し、都市の熱環境を改善していく計画を立てられています。これらの計画が、2019 年夏までに一つでも多く完了するように各計画のスケジュールの見直しと、2020 年に向けた暑さ対策のさらなる取組み強化を要望します。

競技会場の周辺等に暑熱対応設備を導入したクールエリアの創出や、マラソンコースを含む道路での遮熱性舗装等の整備など、アスリートや観客にとって快適な競技環境の実現に向けた取組みが推進されています。また、東京都では、これまでも遮熱性舗装等の整備や緑の創出・保全などヒートアイランド対策に取り組んでこられました。しかしながら、地球温暖化や都市化の影響などにより、今後も、東京では猛暑日や熱帯夜が多く発生し、気温上昇に伴う熱中症患者数の増加のおそれがあります。街中では、日射や壁・地面からの赤外放射により、気温が 30℃でも体感温度が 40℃近くになることもあります。

東京 2020 大会では、競技の開催にあわせて、日射や気温にかかわらず、多くの人たち

が競技場や屋外に集まるため、現行計画の達成で十分と言うには不安を感じます。また、熱中症による救急搬送が増加することにより、より一刻を争う患者の搬送に影響が及ぶのではないかとの不安もあります。

つきましては、東京 2020 大会に向けた現行計画の達成による効果検証が実施にできるように計画完了時期の前倒しと、その効果検証等を参考にした暑さ対策のさらなる強化が必要になると考えます。

#### (6) 東京 2020 大会の低炭素化大会に向けた東京都排出権取引制度の超過削減クレジットのカーボン・オフセットクレジット化のための、無効化口座設置

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会・持続可能性に配慮した運営計画第一版」(2017 年 1 月・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会作成)において、カーボンマネジメントとして、排出の回避、削減、相殺を挙げています。そのうち、排出の回避、削減については、省エネ技術などの具体策があるものの、リオで約 350 万 t-CO<sub>2</sub> とされる量の相殺については、算定方式等を含めてこれからの状況にあります。

東京都排出量取引制度におけるクレジットについては、国内において先進的な取り組みであったことに加えて、官民一体となった取り組みによって、目標以上の削減を進めていることは、2017 年版環境白書でも高い評価をされているところです。

しかしながら、義務量以上の削減によって生じた超過削減クレジットは供給過多状況にあるため、購入者が少なく買い手を見つけることや、他への活用も難しく、期限付きクレジットの消滅を待つしかないのが現状です。

そこで、東京 2020 大会のカーボンマネジメントの一つの策として、東京都排出権制度による超過削減クレジットに対して、都としての無効化口座を設置頂き、無効化処理によって、オフセットクレジットとして相殺に用いることができるように制度の構築をお願いします。

これにより、排出権取引制度に参加、現在も活動を進めている参加企業のインセンティブを高めるとともに、東京都の環境先進性を国内外に示すとともに、クレジットの売買益による、東京 2020 大会のサステイナブル運営に必要な経費への活用が可能と考えます。

#### (7) 東京 2020 大会の CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス対策及び、ビル系のノンフロン空調推進のための、ビルマルチエアコン用低 GWP 冷媒の開発、普及促進施策

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会・持続可能性に配慮した運営計画第一版」(2017 年 1 月・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会作成)において、気候変動(カーボンマネジメント)の一つとして、CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス対策として、ノンフロン冷媒の使用が挙げられています。

しかしながら、ビルマルチエアコン用の冷媒は、現時点では R22 (GWP=1810)

→R410A（GWR=2090）への更新を選択するしかありません。そのため、こうした用途に対する空調・冷媒メーカーからの開発を促すような仕組みとともに、市場供給当初は高コストになりがちな低 GWR 冷媒の機器への導入促進となるような助成、インセンティブを持った制度の構築をお願いします。

#### （８）インターネットにおけるチケット類の転売防止を目的とした、サイト運営者を規制する条例の制定

反社会的勢力を含む転売目的の者が、転売差益を目的として販売窓口に並び、または、インターネットで大量にチケットの購入申込みを行ったうえで、そこで購入したチケット類をオークションサイトに出品・転売する事象が多発しており、これにより観覧等を目的とした本来のチケット購入希望者から反社会的勢力を含む転売目的の者に利益が移転しています。

多くの場合、チケットの販売時点においては、それが転売目的での購入であるか否かを判別することは難しく、こうした利益移転の防止には、インターネットオークションサイトにおいて、サイト運営者がかかるチケット類の出品・販売を禁止することがもっとも効果的と考えられ、これはサービス利用者の利便向上にもつながります。チケット販売者側からオークションサイト運営者に対して出品禁止等の措置を働きかけているものの、法的規制がないことにより、不正な転売に歯止めがかかっていません。

昨年提出した要望に対する東京都からの回答において、特定商取引法に基づく注意喚起がなされていることは承知しておりますが、これはあくまでインターネット利用者への注意喚起としての側面が強く、サイト運営者に対する法的規制が不足している状況に変わりはありません。

東京 2020 大会に向けてこのような条例を制定することは、反社会的勢力への対応を含むセキュリティ向上のために有効と考えます。

## 2. エネルギー政策に関する提案

### （１）都有施設のエネルギーマネジメントの更なる推進

東京都においては、2016年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」の中で、スマートエネルギー都市を目指す観点から、2020年度を目標として都有施設における照明のLED化を推進しているところとおうかがいしています。

一方で、照明のON/OFFと言った運用における省エネは各施設に委ねられていると認識していますが、エネルギー使用量の更なる削減、ひいては「世界をリードするスマートエネルギー都市」を目指す観点から、ICTの活用等を通じて、より効率的かつ効果的なエネルギーマネジメントを目指す取り組みを検討されてはいかがでしょうか。

エネルギーマネジメントの実施により、各施設のエネルギー使用量が削減できるととも

に、各施設の運用状況データの集約・分析等を通じて、都有施設全体の省エネ化、運用コストの低減が図れると考えます。

### (2) 再生可能エネルギー由来のCO<sub>2</sub>フリー水素の活用拡大

化石燃料改質水素を利用した場合は水素の製造段階ではCO<sub>2</sub>が発生することから、持続可能かつ低炭素なエネルギーではありません。今後は再生可能エネルギーを活用して水素を製造するなど、よりCO<sub>2</sub>の排出が少ない水素供給構造を実現していくことが必要です。そのため、化石燃料改質水素の拡大を行うのではなく、CO<sub>2</sub>フリー水素の活用・拡大について、東京都においても環境面に配慮した施策を検討いただきたい。

### (3) 都有施設での地中熱利用システムの導入

東京都では、再生可能エネルギー拡大の明確な方針として、「東京都再生可能エネルギー拡大検討会報告書（2014年11月27日）」において“2024年までに東京の消費電力に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高める”ことを目指すべき姿として標榜されており、そのための需要側の取組として“地中熱の認知度向上、導入を促す基盤データの整備”を具体策として提案されています。また、小池知事も2016年12月に開催された都内シンポジウムにおいて「地中熱を利用した冷暖房などは後からは付けられないので、コストと投資との区別をしっかりと決めていきたい」と発言されています。

そこで、一般的な事務用途である都有施設において、地中熱利用システムを導入されることにより、非常に大きな宣伝効果が期待でき、また基盤データの収集および省エネルギー効果の検証も可能になります。

地中熱の積極的活用は東京都の標榜する「スマート・シティ」の実現に大きく寄与することから、まずは都有施設で率先して地中熱利用システムを導入されることを要望します。

### (4) グリーン熱証書の対象の中の、当該再エネクレジットに活用可能な熱の種類への、バイオマス熱の追加

2012年11月に東京都環境局が定めた「総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドライン」において、グリーン熱証書の対象の中で、当該再エネクレジットに活用可能な熱の種類が、「当面は太陽熱に限定する」とされているが、バイオマス熱についても対象に加えていただきたい。

再生可能熱エネルギーは、化石燃料削減やCO<sub>2</sub>排出削減等の環境付加価値を保有しており、バイオマス熱も同様に評価するべきと考えます。東京都が標榜する「スマート・シティ」の実現に向け、再生可能熱エネルギーの更なる推進につなげるためにも、是非検討を頂きたい。

#### (5) 消費者による既存住宅の省エネ改修を促進するための施策の充実

消費者による既存住宅の省エネ改修を促進するためには、現状と改修後の省エネ性能をわかりやすく把握するための施策が必要と考えます。このため、下記の2点について要望いたします。

- ・現地で行う省エネ診断（シミュレーション）への費用支援の導入。
- ・省エネ住宅への体験宿泊を可能にする規制緩和措置の導入。

「東京都長期ビジョン」の「都市戦略7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現」に掲げている「住宅の高断熱化や省エネ設備導入の促進」を実現するためには住民に省エネの効果を理解してもらう事が重要と考えます。

既存住宅市場に関しては、国の政策でも重点の1つとして位置づけられており、既存住宅インスペクションガイドラインの策定や住宅リフォーム事業者団体登録制度など、既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備が進められておりますが、リフォームによる省エネ効果は消費者にとってわかりづらい状況にあります。

そこで、消費者のリフォームに対するハードルを下げ、既存住宅の省エネ改修を促進するための省エネ診断（シミュレーション）の実施促進、また省エネ度の高い住宅を体験することが、住民の理解を深める最も効果的は手段と考えられますので、旅館業法上規制のかかる体験宿泊を可能にするなどの規制緩和措置の導入について検討いただきたい。

#### (6) 高効率家庭用給湯器エコキュートのうち、HEMSや太陽光の余剰電力にあわせて制御可能な新機種について、東京都環境局が実施する「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業」の助成対象への追加

「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業」において、「ためる」「つかう」「つくる」に寄与する機器設置にかかる助成がなされておりますが、エコキュートは対象になっておりません。エコキュートはこれまで主に夜間電力を利用して蓄熱していたものの、最新機種ではHEMSや太陽光の余剰電力にあわせて制御可能な機種も発売されております。

現在、電力の自由化、IoTの進展などにあわせて、VPP（バーチャル・パワー・プラント）などを駆使したERAB（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス）の促進が経済産業省主体で検討されており、その中でエコキュートもVPPの制御機器として認知されており、通信などの共通仕様化もなされております。各メーカーはそれに併せた新商品を出しつつあることから、将来的な導入拡大を図る観点からも、導入促進施策は必要と考えます。

東京都の提唱する「スマート・シティ」実現にも寄与する内容であることから、是非とも助成対象に加えていただくようお願いいたします。

### 3. 防災対策に関する提案

#### (1) 患者の診療情報を他院と共有できる情報ネットワークの構築

都内で大規模災害が発生した場合、災害拠点病院を中心に医療を提供していくことになります。患者の診療情報（既往歴や投薬情報等）がネットワーク上で共有されていれば、多くの患者に安全かつ効率的な医療を提供することが可能となることから、診療情報のプラットフォーム構築を都に主導していただきたい。

また、「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への転換が進められるなか、今後、ますます病棟連携・病診連携が重要となりますが、各医療施設において個々に医療情報システムを導入しているため、他院に患者を紹介する場合には CD やフィルム等の物理的な媒体を通じた情報のやり取りを行わざるを得ず、医療連携が円滑に進まない要因の一つとなっています。診療情報のプラットフォームの構築は、かかる課題の解決にも資するものと考えます。

上記は基本的には国の施策になるかと思いますが、都のレベルにおいても実現可能性についてご検討いただくようお願いします。

#### (2) 避難所の防災機能強化及び発災時の情報発信強化

東京都における災害発生時の避難所として、多くの小中学校が指定されています。一方で、東京都における学校の数は少子化等により漸減傾向にあること、訪都外国人の数が2016年には1,310万人と過去最高を記録し、2020年の目標も2,500万人に引き上げられたことなどを踏まえると、災害発生時の避難所のキャパシティ不足が懸念されます。そこで、災害発生時には従来の避難所に加え、都や区が保有する体育館・アリーナと言った大型施設も避難所として活用することについて検討をお願いします。

また、発災時の情報発信・対応は、在都者の目線に立ち、かつ統制のとれたものであることが肝要かと思えます。都側でリーダーシップを発揮し、警察・消防および交通インフラ系事業者、大規模商業施設等との運用連携の具体化を進めていただくとともに、日本語を母国語としない外国人が情報弱者とならないよう、デジタルサイネージや多言語翻訳アプリ等を通じた災害情報・避難情報のリアルタイム多言語発信の検討をお願いします。

これにより、発災時の混乱を最小限に留めるとともに、誰もが安心して東京を訪れる環境が実現できるものと考えます。

#### (3) 災害等による停電時においても都民が生活の継続を可能とする住宅の普及に向けた

「東京都 LCP (Life Continuity Performance 居住継続性能) 住宅情報登録・閲覧制度」の登録基準の段階的設定とインセンティブの導入

東京都では、高度防災都市づくりを進め、東京の防災対応力を強化し、都民生活の安全性の向上を図ることを目的として、2012年4月、「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」



を策定し運用しております。また、「東京の防災プラン（2014年12月制定）」では、在宅による避難を3日間続けることを前提としており、東京都LCP住宅の普及促進を図ることとしております。しかしながら、現時点においてその登録件数は4件にとどまっております。

昨年度改定された東京都住宅マスタープランにおいて制度の見直しを行うこととなっておりますが、以下の事項を含めて登録基準の見直しやインセンティブを設定することで、東京都LCP住宅の普及が一層促進されるものと考えます。

①設備に関する登録基準の緩和（例：エレベーターの運転要件を除外する一方で、制度の主旨から居住継続に必要と想定される専有部への電力供給を新たな要件とする等）を含む、登録基準の段階的な設定

②LCP住宅の基準を満たした際の容積率緩和や補助金等、インセンティブの導入

#### （4）「震災時の燃え広がりゼロ」、木密地域を初めとした火災発生防止への取り組み強化

東京都におかれましては、積極果敢に都市づくりを進める姿勢を明確にするため「震災時の燃え広がりゼロ」の取り組みが掲げられています。また、「木密地域不燃化10年プロジェクトにおける取組」にて2020年に向けて木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにしていく取り組みも進められています。

火災対策としましては、そもそも火事が起こる原因を未然に防止することが重要であり、上述の取り組みはもとより、火災発生防止に向けた取り組みの一層の強化につきまして要望します。

過去の大規模地震にて出火原因が特定できたもののうち、電気に起因するものは過半を超えており、関係省庁からは、電気火災対策として、感震ブレーカーが効果的であることが示されています。東京都におかれましても、震災時の重要な火災対策である感震ブレーカーの導入に向けた取り組みを一層強化するとともに、「地震時等に著しく危険な密集市街地」については早期導入の実現を要望します。

## 4. 環境問題に関する提案

### （1）東京都環境確保条例の情報の早期公表

環境確保条例所定の温室効果ガスの削減義務について、第3計画期間の概要の早期公表について昨年度要望し、2017年3月に都より「早期公表に努める」との回答を得たところです。

大規模事業所向けの「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」については、第1計画期間（2010-2014年度）、第2計画期間（2015-2019年度）と行われてきており、制度の対象となる事業者は、既に相当程度の温室効果ガス排出削減のための取り組み

を進めていることから、2020年度以降、制度が一層の温室効果ガス排出削減を求めた場合には、対象事業者は限界削減費用の高い対策が求められる傾向にあると考えられます。

このような限界削減費用が高い対策に取り組むためには、事業者は早期から予算や組織の準備を進める必要があるとともに、導入する対策の削減効果が、本制度の次期計画期間だけでなく、その先の期間においてどのように評価されるか、あるいは関連する他の制度においてどのように評価されるかは重要なポイントになると考えられます。

このため、対象事業者に対しては、早期に2020年度以降の制度設計に関する情報を提供いただき、事業者側の声も丁寧に集めて制度設計に反映していただくことにより、CO2排出削減に向けて実効性の高い制度になるものと考えます。

大規模な投資を伴う対応策については意思決定に相応の時間を要すると見込まれることから、引き続き積極的な環境対策を推進していくためにも、第3計画期間の概要の早期公表について引き続きお願いします。また、削減率の設定など、制度の詳細設計については、事業者の事情や意見を丁寧に汲み上げ、反映いただくことを要望いたします。

## (2) 東京都区内における地下水揚水規制の緩和

東京都内では、高度経済成長期の膨大な量の地下水くみ上げに伴う地盤沈下対策として揚水規制が実施されていますが、その後の地盤沈下の沈静化と、地下水位の回復・上昇に伴い、地下水の回復を想定せずに設計された地下構造物（地下駅・トンネル）では著しい漏水や浮き上がりが生じています。

これらの地下構造物の維持管理にあたっては、当面の対応策としてグラウンドアンカーを打設する等してきたものの、今後も地下水位の状況に応じて対策を検討・実施し続ける必要があります、維持管理に非常に苦慮しています。地下水揚水規制の緩和について引き続きご検討願います。

## 5. 雇用環境の整備に向けた提案

### (1) 保育施設の充実と女性の活躍推進を踏まえた保育施設等の開所時間の見直し

例年1月から2月に入ると育児休職中の社員から保育園に入れなさそうなので復職できないかもしれないという問い合わせが寄せられています。特に都心部では実際に入園できず、やむなく幼稚園を選択したため退職した社員も存在します。安心して復職できるよう、保育施設のさらなる充実を求めます。

また、保育施設によっては、開所時間が短く、1日2時間の育児時間では勤務を継続することが難しいケースも見受けられます。企業としましても自宅付近の事業所へ配転させる、育児の時短勤務の制度を拡充するなどの対策を行っていますが、企業努力のみでは解決が難しい問題です。今後、女性の活躍推進を進めていくうえでの障壁となりかねないと

考えています。近年、開所時間の長い保育園等もできてきましたが、数が少ないため競争率が高く入園できないという声も耳にします。そのため通勤時間（1時間程度）＋所定労働時間（8時間程度）をカバーできる保育施設の開所時間の見直しを求めます。

併せて、学童クラブ等の受け入れ時間等、小学生の子を持つ親も職場で十分に活躍できる環境整備を求めます。

## （２）企業による介護支援対策に対する助成制度の強化

企業主導型保育施設に対する国の補助など、育児支援に対する施策や支援制度はここ数年で格段に充実してきたと感じますが、それと比較すると介護支援に関しての施策や補助制度はまだまだと言え、更なる向上が望まれるものと思います。

今後 15-64 歳の生産年齢人口が減少する中で 65-74 歳の高齢層を労働力として頼らざるを得ない状況ですが、この層は介護する側、される側、どちらにも高い確率でなる層であるとも言えます。

介護離職を防ぎ、労働力を確保および維持するためにも介護支援策はますます充実させなければなりません、企業による自助努力は限界があり、行政によるさらなる支援が必要と考えます。

## （３）公共施設のテレワーク用コワーキングスペースとしての活用

場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークの推進に向けた動きが高まっているところですが、今後、柔軟な働き方のさらなる推進に加え、CO2の削減および交通渋滞緩和への貢献という観点から、さらなるテレワークの活用促進が必要と認識しています。

そこで、都や区が保有している施設（公民館等）について、Wi-Fi インターネット接続環境を整備するなど、テレワーク用のコワーキングスペースとして活用するための環境整備を検討願います。

都内の各地にコワーキングスペースが設置されることにより、テレワークの活用度が高まり、働き方改革に貢献できるものと考えます。

なお、コワーキングスペースへの活用にあたっては、ICT技術の利用により、設備管理、予約管理、身元管理などをコストミニマムで運用するとともに、利用者の費用負担を軽減することが可能であると考えます。

## （４）東京都内の学校における学校休業日の分散化の推進

「働き方改革」と表裏一体となっている「休み方改革」の柱として、公立小中学校の長期学校休業日を分散するとともに、当該休業日に合わせて子弟の保護者が有給休暇を取得し、家族揃って多様な活動をする機会を創出する「キッズウィーク」の設定が打ち出されました。「キッズウィーク」は、有給休暇取得率の向上だけでなく、観光等の需要平準

化による雇用拡大、種々の家族参加型イベント開催による地域活性化等、広範な波及効果が期待できます。

国の政策と歩調を合わせつつ、都下の各自治体の学校休業日が横並びとならないよう、各教育委員会に対して事前の調整を行うとともに、私立学校に対しても最大限の協力を呼びかけることで、「キッズウィーク」が都下の小中学校で実施することをご検討願います。

## 6. 観光の促進に向けた提案

### (1) 東京都が管理・運営する動物園、水族園、美術館等の観光施設・公共施設における電子マネーの利用拡大

「2016 年度都政への提案」として、東京都が管理・運営する観光施設・公共施設における電子マネーの利用拡大を要望させていただき、その後、都の施設への電子マネー導入推進等の施策を展開いただいているところですが、上野動物園や多摩動物公園等、電子マネー等が未導入の主要施設も未だに存在します。

東京 2020 大会に向けて、訪日外国人等の利便性を向上させるため、東京都が管理・運営する動物園、水族園、美術館等を始めとした観光施設・公共施設における、電子マネーの利用拡大をより一層推進していただくことをお願いします。

## 7. その他

### (1) 「ヒートショック」対策の積極的周知および効果的な予防策に対する補助制度等の支援の充実

2016 年 3 月、今後 10 年の国の住宅政策の指針として示された「住生活基本計画（全国計画）」に「ヒートショック対策」が明記されました。2017 年 3 月に改定された「2016-2025 東京都住宅マスタープラン」においても、「ヒートショック対策の推進」が同様に明記されております。ヒートショックに関連した入浴中の死亡者数が、交通事故による死亡者数をはるかに上回るものと推計されている中、今後の超高齢化社会に適した温熱環境の整備が求められているものと考えます。

いまや社会的課題とも言えるヒートショック対策を進めて行く上では、予防に有効な具体的対策をこれまで以上に広く都民、国民に周知することに加え、予防策を実施する際の制度等の補助支援を充実させることで、本対策の実効性が高まり、ヒートショックによる死亡事故の減少に繋がるものと考えます。

## (2) 子供が独立して空き室を持つシニア人材住宅へのホームステイを斡旋するフレームの構築並びに経費援助等を通じた、留学生の受入拡大

国では留学生受入で30万人規模への拡大を目標として設定しており、大学が集中する首都圏は、その受入先として最有力候補地です。しかし、東京のリビングコストの高さが留学生増加のネックの一つになっています。

一方、高齢化が進み、核家族のため、子供が独立した、シニア世代の住宅が増加しており、多くは独立した子供分の空き室を保有しています。

このシニア階層には、現役時代、海外駐在等を経験し、異文化コミュニケーション、言葉の問題等クリアできる方も多く存在しています。

東京の大学を目指す留学生と、受入れキャパシティと能力を保有するシニア人材とをマッチングさせ、留学生のリビングコストを支援、同時に、ホームステイ環境による交流促進で、日本理解等の一助にも繋がります。シニア人材としても経費支援があれば、留学生の成長への支援は、ボランティアとしてもやりがいに繋がります。

留学生の受入先増大は、国の政策目標への寄与、ホームステイでの交流促進によるグローバルな交流機会の増大は、国際都市を目指す東京の政策とも一致します。

以上